

ゴルフ場利用約款

第 1 条 （約款の適用）

当ゴルフ場を利用される方は、会員、非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみいただくため、本約款、ゴルフ規則(J.G.A 制定)、当クラブ諸規則等に従ってご利用いただきます。

第 2 条 （利用契約の成立）

当ゴルフ場でプレーされる方が、プレー当日フロントにおいて本約款を確認のうえ所定の受付票に署名いただくことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けすることになります。

第 3 条 （利用の申込み・違約金等）

予約申込み者は原則として会員自身とします。キャンセルの場合の違約手続きは当ゴルフ場が別に定める予約規定に従っていただきます。

第 4 条 （施設利用の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用および利用の継続をお断りすることがあります。

- 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- 非会員については、会員の同伴または紹介がない場合。
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなしたとき、またはなす恐れがあると認められたとき。
- 利用者が暴力団およびその関係者であることが判明した場合。
- 刺青をした方の浴場の利用。
- 天災・降雪その他止むを得ない事情によりゴルフ場施設の使用ができないとき。
- 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- ルール・マナーを守らないとき。警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- その他本約款に違反した場合、または当ゴルフ場の施設を利用されるにあたり好ましくない事由がある場合。

第 5 条 （休場日・開場時間・施設の利用時間）

当ゴルフ場の休場日、開場時間、および施設の利用時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更することがあります。

第 6 条 （貴重品）

貴重品は、貴重品ロッカー利用約款をご承知のうえ貴重品ロッカーにお預けください。

貴重品ロッカーに収容できない場合は、フロントへお預けください。フロントでお預りした品は預かり証と引換えにお返しいたします。預かり証を紛失した場合は直ちに届出てください。なお届出前に第三者がすでに預かり証により預かり品を引換えた場合は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 7 条 （携帯品・自動車等）

携帯品や駐車中の自動車の盗難や毀損等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。自動車は所定の駐車場へ格納してください。

第 8 条 （ロッカー）

ロッカー内の盗難等について、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第 9 条 （宅配便の取扱）

宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズケースなどのお取次ぎはいたしますが、取次ぎ中の物品の盗難、紛失、損害等の責任は負いません。

第 10 条 （危険防止責任とエチケット・マナーの厳守）

ゴルフは時に「危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイス如何に拘らず全て自己の責任により安全を確認したうえでプレーをしていただきます。

第 11 条 （ティインググラウンドにおける素振り）

クラブの素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないでください。打者以外のプレーヤーはティインググラウンドに立入らないでください。

第 12 条 （飛距離の確認）

先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何に拘らず自己の飛距離を判断して、先行組に打込まないよう打球してください。

第 13 条 （キャディおよびフォアキャディの合図）よりキャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離に前進したと判断されるときの場合ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を判断して安全確認のうえ打球してください。

第 14 条 （打者の前に出ないこと）

同伴プレーヤーは、打者の前方には絶対に出ないでください。打者の前方に出た結果の事故、その他のプレーヤー同士によって生じた事故については、プレーヤー同士で解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

第 15 条 （隣接ホールへの打込み）

隣接ホールへの打込みは、特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールに打込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

第 16 条 （退避）

後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組打者が打終わるまで安全な場所に退避してください。

第 17 条 （ホールアウト後の退去）

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

第 18 条 （雷が発生した場合）

雷が発生した場合は、当ゴルフ場またはゴルフ場従業員の指示の有無に拘らず、自己の判断で直ちにプレーを中止し、避雷小屋など安全な場所に避難してください。雷警報発令後もプレーを継続し事故に遭遇しても当クラブは一切責任を負いません。

第 19 条 （火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内での火気は、所定の場所以外では禁止します。マッチの燃殻、煙草の吸殻等は必ずよく消して灰皿へお入れください。

第 20 条 （プレー終了後のゴルフ用具の確認）

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いがないか慎重に確認してください。確認後のクラブの不足、瑕疵等については当クラブは一切責任を負いません。

第 21 条 （損害賠償の責任）

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の従業員または施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。利用者が非会員の時は、同伴または紹介した会員も連帯してその損害金の支払債務の履行を保証していただきます。

第 22 条 （施設内の持込品）

当ゴルフ場の施設内には次の物の持込みをお断りいたします。

- ペット等動物
- 著しく悪臭を放つもの
- 銃砲刀剣類
- 火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れのあるもの
- 騒音を発するもの
- その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのあるもの

第 23 条 （行為の禁止）

ゴルフ場の施設内では下記の行為は禁止します。

- 賭博その他風紀を乱す行為
- 物品販売、宣伝広告などの行為
- 利用者以外の者のコース内立入り(特に許可する場合を除く)許可した場合であっても、利用者以外の者が傷害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
- 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- 施設の器具、備品等を持ち出す行為
- コース内での携帯電話等の使用

第 24 条 （違背の場合の責任）

利用者がこの利用約款に違背して第三者に傷害等の事故を発生させた場合および自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

第 25 条 （服装）

別に定める当クラブ服装基準に従っていただきます。

第 26 条 （会員証の携帯とその責任）

会員がゴルフ場を利用する場合、フロント受付時に当ゴルフ場の従業員から要請がある時は会員証を提示願います。なお、会員証の提示がない場合は、非会員としてお取扱いすることもありますのでご了承ください。

第 27 条 （忘れ物）

当ゴルフ場内での忘れ物は発見の日から 3 ヶ月間お預りします。本人であることを証明して期間内にお引取りください。ただし、下着類、その他腐りやすい物はこの限りではありません。

第 28 条 （信義則）

その他、会則、本約款の定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。